

○多治見市議会会議規則（昭和51年5月17日議会規則第1号）の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">多治見市議会会議規則</p> <p>第1章 会議 (欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由又は公務のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>第2章 委員会 (欠席の届出)</p> <p>第90条 委員は、<u>疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由又は公務のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> <p>第3章 請願（第138条—第144条） (請願書の記載事項等)</p> <p>第138条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日<u>及び請願者の住所</u>を記載し、請願者が<u>署名又は記名押印</u>をしなければならない。</p> <p><u>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>3 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p><u>4 請願書の提出は、平穩になされなければならない。</u></p> <p><u>5 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。</u></p>	<p style="text-align: center;">多治見市議会会議規則</p> <p>第1章 会議 (欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>第2章 委員会 (欠席の届出)</p> <p>第90条 委員は、<u>事故のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> <p>第3章 請願（第138条—第144条） (請願書の記載事項等)</p> <p>第138条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）</u>を記載し、請願者が<u>押印</u>をしなければならない。 (新設)</p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3 請願書の提出は、平穩になされなければならない。</p> <p>4 請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。</p>
<p>摘要</p>	